第一条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第一号、第三号又は第四号の」を「第二項第一号、第三号又は第四号の」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第三号中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第五号に定める年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表二十一の㈠中「育成者権」の下に「、公共施設等運営権」を加える。

附　則

この省令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

○財務省令第八十二号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　　財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第四十項を附則第四十一項とし、附則第三十六項から附則第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三十五項中「附則第三十一項」を「附則第三十二項」に改め、同項を附則第三十六項とし、附則第三十四項中「附則第二十九項」を「附則第三十項」に改め、同項を附則第三十五項とし、附則第二十六項から附則第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十五項中「附則第二十一項」を「附則第二十二項」に改め、同項を附則第二十六項とし、附則第二十四項中「附則第十九項及び附則第二十項」を「附則第二十項及び附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十五項とし、附則第十一項から附則第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十項中「附則第十三項各号」を「附則第十四項各号」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第九項中「附則第十三項各号」を「附則第十四項各号」に改め、同項を附則第十項とし、附則第八項中「附則第十六項各号」を「附則第十七項各号」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項中「附則第十六項各号」を「附則第十七項各号」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5　機構業務室は、第八条第二項各号及び前二項に掲げる事務のほか、令附則第二条第六項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第四十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　　文部科学大臣　中川　正春

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、九五三人」を「一、九六八人」に改め、同表合計の項中「二、一九〇人」を「二、二〇五人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三二、三五一人」を「三二、三七三人」に改め、同表合計の項中「三二、四六三人」を「三二、四八五人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十二号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の一部の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第十八条第一項、第二十一条の二第二項において準用する第二十一条第二項、第二十七条及び第五十条並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第六条第四号並びに第九条第一号及び第二号の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第四条の二　令第六条第四号ロの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合

二　企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合

三　企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合

四　企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合

第八条第一項第四号及び第二項第四号中「事業主掛金」の下に「（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）」を加える。

第十五条第一項第四号中「掛金の額」を「事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額」に、「及び掛金」を「並びに事業主掛金」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者掛金の額の通知）

第十七条の二　前条の規定は、企業型年金加入者掛金の額の企業型記録関連運営管理機関への通知について準用する。この場合において、同条中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条の二第二項」と、「事業主掛金」とあるのは「企業型年金加入者掛金」と読み替えるものとする。

第二十一条第五号中「掛金の額及び掛金」を「事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金」に改め、同条第六号中「掛金」を「事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれら」に改める。